

月報私学

2019
5
VOL.257



武蔵野星城高等学校は、登校型通信制高校として手厚く細やかな指導を行う週5日登校コースと、ライフスタイルに合わせて学べる週1日登校コースを設置し、自主性を鍛え、これからの時代を力強く生き抜いていく主体性を育てることを目指しています。グローバル時代の今、J.B.キャッスル高校（ハワイ）とのふれあい（写真下段左）は、生徒の心にさまざまな感動を刻んでいくことでしょう。

写真提供：学校法人 小池学園 武蔵野星城高等学校（埼玉県越谷市）

CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金説明会 2
- 「平成31年度 学校法人等基礎調査」のご案内 3
- 私学事業団融資のご案内 4
- 平成31年4月以降の年金額等 7
- 電子媒体により報告できる書類が追加されました／電子媒体の暗号化ツールをご利用ください 8
- 人間ドック利用費用の補助／「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」にかかるマイナンバーの記入漏れにご注意ください 9
- 国民年金第3号被保険者にかかる手続き／令和元(2019)年度 生涯生活設計セミナーの開催 10
- 令和元(2019)年度 第1回私学共済事務担当者連絡会／令和元(2019)年度 第1回私学共済事務担当者研修会 11
- 共済定期保険・積立共済年金 平成31(2019)年度前期募集 12
- お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

私立大学等経常費補助金説明会

私学事業団では、「私立大学等経常費補助金説明会」（以下「説明会」といいます。）を6月3日（月）より全国7会場で開催します。今年度は、金沢会場から岡山会場に変更しています。

各会場において対象地区を設定していますが、本来の対象地区以外に、6月7日（金）の東京会場（実践編）への参加申し込みも可能です。

1日目の基礎編では、補助金の概要等について、2日目の実践編では、今年度の変更点等を中心とした説明を行います。両日とも会場内に「相談コーナー」を設けますので、ぜひご利用ください。

説明会の対象者及び内容は次のとおりです。

基礎編

対象者

補助金事務を初めて経験する方や、補助金のしくみを基礎から学びたい方、補助金事務担当者以外で申請書類作成に関係する方等

内容（予定）

補助金制度の概要、申請事務の流れ等の基礎的な内容について、事例等を使って説明します。

- 1 補助金制度の概要
- 2 補助金申請事務の流れ
- 3 各種調査票と補助金計算との関係

実践編

対象者

補助金事務責任者を含む担当者等

内容（予定）

文部科学省私学助成課から、私立大学等の振興方策の現状や、直接補助等について説明し、本事業団助成部補助金課から、今年度の変更点とそれに伴う留意点等を説明します。

1 一般補助

今年度の変更点等

2 特別補助

今年度の変更点等

3 私立大学等改革総合支援事業

今年度の変更点等

4 会計検査院の实地検査状況

最近の検査状況等

会場での資料配付は行いません。参加者は、事前に電子窓口にて資料を出力し、持参してください。資料の掲載は、5月下旬を予定しています。なお、説明会の詳細は電子窓口でのご案内していますので、ご確認ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

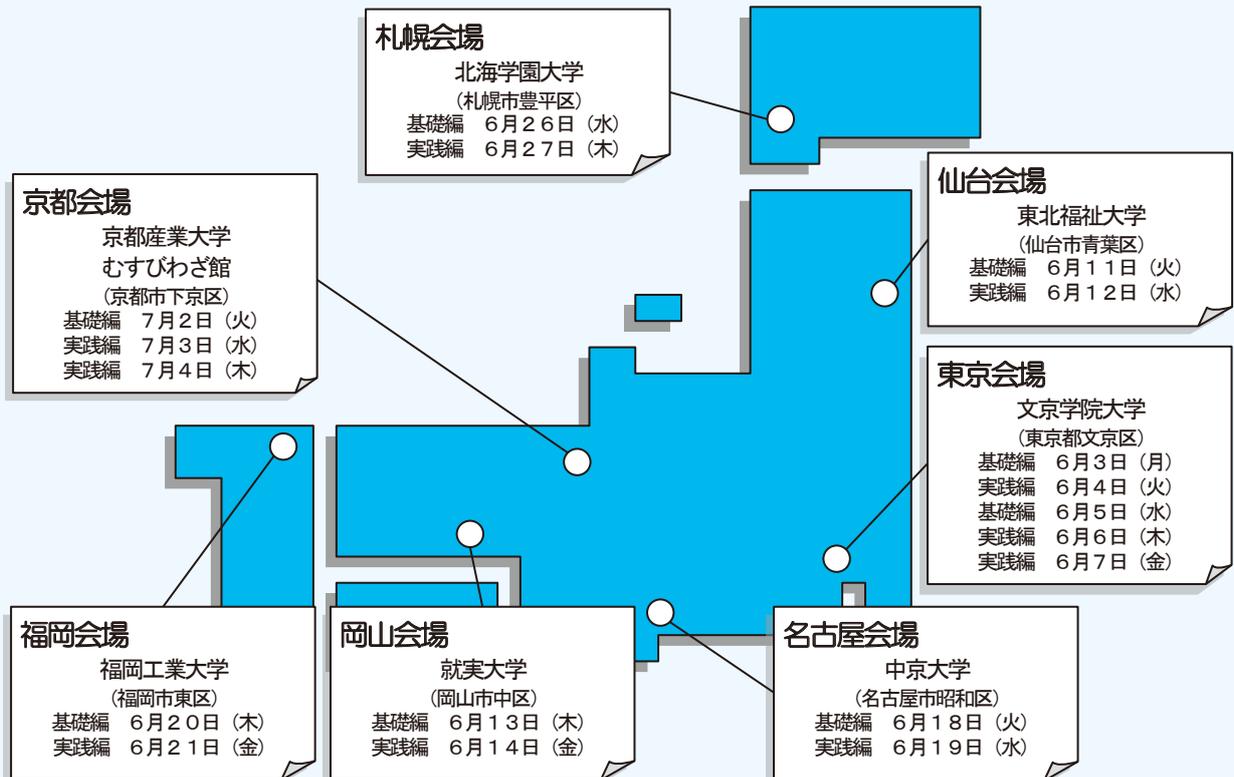
助成部 補助金課

☎03（3230）

7300～7302・7313

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

説明会開催日程



「平成31年度 学校法人等基礎調査」のご案内

「私学事業団ホームページ」の調査票等をご活用ください

「学校法人等基礎調査」は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者を対象とする、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県の協力を得て実施しています。

この調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。今年度も引き続きご協力をお願いいたします。

集計結果は『今日の私学財政』(※)として刊行し、学校法人等に活用していただいています。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象ではありません。

※『今日の私学財政』には、今回の調査では対象とならない大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人が設置する幼稚園、認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）、専修学校、各種学校の集計データも掲載しています。

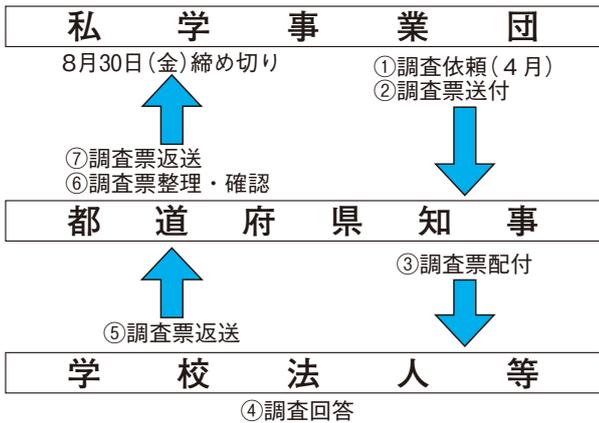
助成業務

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。

なお、この調査内容は、前述の目的以外には使用しません。

調査票の配付・提出の手順



調査票のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の調査票、記入例及び説明書は、私学事業団ホームページからダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出までの流れ

- ① 日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス (<https://www.shigaku.go.jp/>)
- ② 「助成業務のご案内」をクリック
- ③ 「経営支援・情報提供」をクリック
- ④ 「平成31年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- ⑤ 文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- ⑥ データの入力、印刷
- ⑦ 各都道府県に1部提出 (都道府県の定めた期限までに提出をお願いします)

大学法人・小学校法人の皆様へ

基礎調査票e-マネージャ・「私学情報提供システム」等の利用時間のお知らせ

学校法人の皆様にご利用いただいている学校法人ポータルサイトにおける、基礎調査票e-マネージャ、私学情報提供システム、電子窓口等については、原則として、終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等で休止する場合は、別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室
 ☎ 03(32330)7840~7844
 Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

私学事業団融資のご案内

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して、融資を行っています。長期、固定金利（完済まで）契約時の金利で固定、元金均等返済（元金の減少が早く元利均等返済よりも総返済額が少なく）が特長です。原資は国の財政融資資金、私学共済の年金積立金などです。

融資の対象となる事業、融資金利などは本誌16頁下段の一覧表をご覧ください。

ここでは、融資事務の流れと融資審査の視点についてご案内します。

融資事務の流れ

融資のご相談からご契約、資金の振り込みまでは、次の流れになります（アルファベットは次頁に対応）。

新規融資のご案内と相談

本事業団資金の借入れを希望される法人には、事業の概要、資金計画などを記入していただく「融資相談シート」を送付します（A）。この「融資相談シート」を作成いただいたうえで、「融資相談会」を実施します（B）。

この相談会は個別相談の形式により、「融資相談シート」の記載内容について

確認し、併せて本事業団から融資の要件などをご説明します。事業内容、資金計画などが融資要件にかなう場合は、借入れに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。なお、事業内容が簡易な場合などは、相談会を省略することがあります。

ご相談は随時承っています

事業内容や資金計画、返済計画などについて、随時ご相談に応じています。新たな借入希望がありましたら、下記の問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

融資申込書類のご提出

融資の申し込みが済みしましたら、資金ご希望の3か月前を目途に、本事業団所定の「資金借入申込書」に資金計画（資金繰り表）、返済計画、担保物件、連帯保証人などに関する書類を添付して、本事業団に提出してください（C）。ただし、東京都以外の道府県の中等教育学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・認定こども園・専修学校などの事業については、道府県の主管課への提出となります。事業内容を確認するために必要な書

類（工事請負契約書、土地売買契約書など）は、同時又は整い次第、本事業団へ直接提出してください（D）。

融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理した後、法人の資金を必要とする時期に応じて融資審査を行い融資決定となります（E）。融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会をする場合があります。

ご契約と資金の受け取り

融資が決定した後に、「貸付金決定通知書」を交付します（F）。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしてください（G）。資金の受け取りは、この登記申請手続きを行った後となります（H）。

融資審査の視点

融資審査の視点は次のとおりです。四つの視点の内容については融資相談時にもおたずねします。

事業の適切性

- 事業の目的・内容が適正であること
- 運転資金、市中金融機関又は本事業団からの借入金への借り換えでないこと

資金計画の妥当性

- 借入金の償還に支障がない資金繰りであること

償還の確実性

- 償還開始以降、毎年度の経常収支差額が確実に見込まれること
- 担保物件・連帯保証人の妥当性
- 原則として土地・建物であること
- 原則として法人の理事長は連帯保証人であること

今年度の変更点など

これまで、償還期間は最長で20年でしたが、このたび、契約額が10億円以上となる融資については、償還期間が最長30年となりました。

また、昨年度と同様に、危険施設の耐震改築工事、防災関連の補助金対象となった耐震改修工事及び大学病院の建替事業にかかる国の利子助成制度を実施しており、これにより、実質的な金利の負担が軽減されます。

このほか、融資事業の詳細については、融資の担当窓口までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

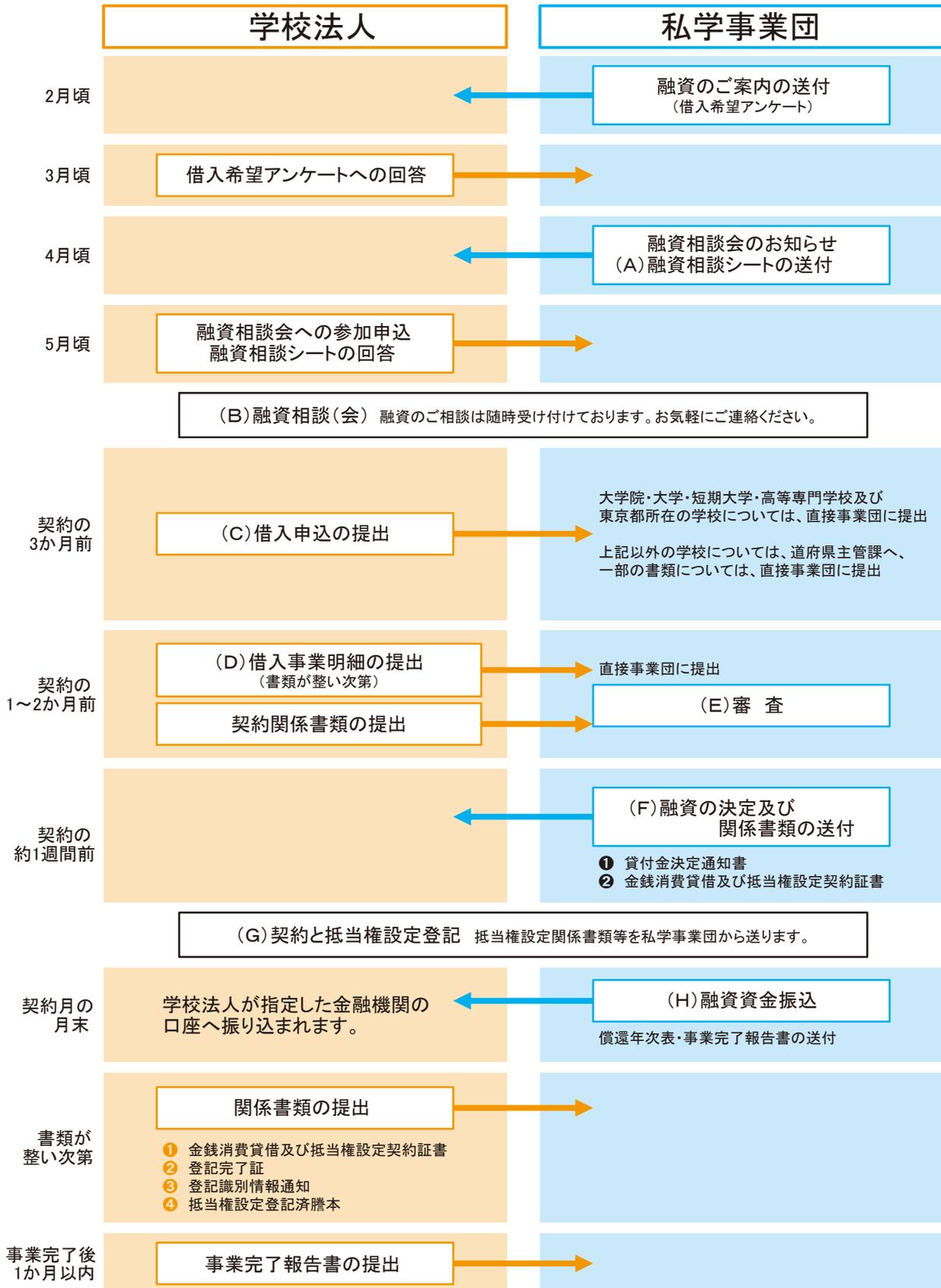
- 融資部 融資課
- 03(3230)7862～7868
- Eメール yushi@shigaku.go.jp

融資事務の流れ

詳しくは、こちらも参照してください。(https://www.shigaku.go.jp/files/s_yushi_guide_2019_03.pdf)

借入れの申し込みから契約までの事務の流れ

助成業務



■ 私学事業団融資のポイント

融資のご利用に当たっては、下記のとおり留意していただきたい事項がありますので、ご案内します。

| 融資のチェックポイント | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 融資額の算定 | 以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。 ①事業査定額…実施事業の規模から算出（事業費の80%以内） ②資産査定額…法人の純資産から算出（前年度決算書を用います） （総資産－総負債）×30% ③担保査定額…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額×担保率（80%以内） |
| <input type="checkbox"/> 金利・ご返済 | 契約時の固定金利です。元金均等返済です。 返済時期は【元金：年1回（据置期間後） 利息：年2回の後払い】です。 |
| <input type="checkbox"/> 担保物件 | ①土地（校地）及びその土地の上に存在している建物を担保として提供していただきます。 ②評価するのは、土地のみとします。 ③評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ④抵当権の順位は、事業団を第1順位とすることが条件となります。 ⑤事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。 |
| <input type="checkbox"/> 連帯保証人 | 原則として学校法人等の理事長又は設置者は、連帯保証人となっていただきます（特例として連帯保証人が免除される場合があります）。 |
| <input type="checkbox"/> 契約・資金交付時期 | 契約と資金交付は同月に行います。資金交付希望月の翌月までの事業費の支払状況に応じて交付します（申込書を提出していただいてから審査等の期間として、通常2～3か月を要します）。 |
| <input type="checkbox"/> 理事会にお諮りいただく内容 | 以下について、事業団融資申込の前に理事会にて承認が必要です。 ①借入申込額について ②担保物件について ③連帯保証人について |
| <input type="checkbox"/> 主な申込必要書類 | ①申込書(含償還計画) ②提供担保物件一覧 ③学校要覧 ④前年度決算書・当年度予算書 ⑤建築確認済証(写) ⑥図面(平面図等) ⑦公図 ⑧登記簿謄本 ⑨契約書(写) ⑩連帯保証人明細書 ※その他事業に応じて必要書類が異なります。 |

■ 融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資課）

お借り入れから返済まで、法人所在地域ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

| 都道府県 | 担当窓口 |
|---|---------------------------------|
| 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県 | 融資第一係 ☎03(3230)7862～7865 |
| 三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県 | 融資第二係 ☎03(3230)7866～7868 |
| FAX 03(3230)8570(融資課共通) | Eメール yushi@shigaku.go.jp(融資課共通) |

平成31年4月以降の年金額等

年金部 年金第一課

年金額は0・1%の引き上げ

平成31年4月1日から、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第120号）」、その他関係政令が施行されました。

これに伴い、平成31年4月以降の年金額等は次のとおりとなります。

年金額

平成31年4月以降の年金額は、前年から基本的に0・1%の引き上げとなります。

ただし、実際の年金額の計算は、個人ごとの加入者記録（期間・給与）や生年月日等に基づいて行うため、個人ごとに算出結果が異なります（※1）。今年度の年金額が、前年度の年金額と比べて必ず0・1%増額になるわけではありません。

改定の考え方

年金額は、毎年度、物価変動率（総務省が発表する年平均の全国消費者物

価指数に基づく）や名目手取り賃金変動率に応じて改定することとなります。

また、少子高齢化の進行に伴い、公的年金被保険者数の減少率と平均余命等の伸び率を勘案して年金額を自動調整する「マクロ経済スライド」が、併せて導入されています。

原則は、物価水準と賃金水準の変動率を指標として改定されますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、物価の変動率が賃金の変動率を上回る場合は、物価の変動率にかかわらず、賃金の変動率を改定の基準とすることとなります。

今年度は、物価変動率がプラス1・0%で、名目手取り賃金変動率がプラス0・6%であったため、名目手取り賃金変動率プラス0・6%が改定の基準となります。

また、少子高齢化の進展等に対応するために、年金受給権者数や平均余命等により年金額を自動調整する「マクロ経済スライド」が適用されます。今年度の調整率マイナス0・2%と、前年度に繰り越された未調整分マイナス0・3%を乗じます（※2）。

これらのことから、今年度の年金額は前年度から基本的にプラス0・1%を基準に改定することとなりました（※1）。

※1 私学共済制度の加入者期間によって年金額改定の指標が異なるため、年金額が同額又は減額になることがあります。

※2 マクロ経済スライドによる調整が不十分となると、給付と負担のバランスを図るための調整期間が長期化し、将来世代の年金額の水準がさらに低下する可能性が生じるため、平成28年に成立した年金改革法（平成28年法律第114号）により、マクロ経済スライドが行われなかった未調整分は、翌年度以降に繰り越すこととなりました。

在職中の年金支給停止の基準額

老齢厚生年金・退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等である間の年金の支給停止について、停止額を計算する際の基準となる額が、下表のように改定されました。

改定後の年金額の

改定通知書等の送付

改定後の年金額は、「改定通知書」でお知らせしています。改定後の年金額

の支給は、6月定期支給（4・5月分）からです。

なお、「改定通知書」が送付されない人には、後日改めて「決定・改定・支給年金額変更通知書」により改定後の年金額等をお知らせします。

ただし、老齢（退職）給付の支給繰下げを希望している人については、支給開始の申し出をするまで「改定通知書」「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金額の通知は送付されません。

（注）退職等年金給付における退職年金（年金証書記号番号の末尾が「E」又は「F」の年金）は改定の時期が公的年金とは異なるため、今回は通知の対象ではありません。

表 停止額を計算する際の基準となる額

| | |
|---------------------|---------------|
| 65歳までの 支給停止調整開始額 | 28万円 ⇒改定なし |
| 65歳までの 支給停止調整変更額 | 46万円 ⇒47万円 |
| 65歳からの 支給停止調整額 | 46万円 ⇒47万円 |

電子媒体により報告できる書類が追加されました

業務部 資格課

「賞与等支給報告書DL」及び「標準報酬基礎届書DL」に加えて「資格取得報告書DL」及び「標準報酬月額改定届書DL」（通常分のみ）についても、5月から電子媒体による報告が可能となりました。

◆電子媒体による報告とは

届け出手続きの利便性の向上を図るため、一部の用紙については、私学事業団に提出する様式用紙に替えて、電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）による報告をすることができま。事前申請、承認は不要ですので、ぜひ利用してください。

◆対象書類

- ①資格取得報告書DL
 - ②標準報酬月額改定届書DL（通常分）
- ※即時改定用、産休・育児休業等終了者用、年平均用は除きます。

③賞与等支給報告書DL

④標準報酬基礎届書DL

◆「電子媒体作成機能」とは

「電子媒体作成機能」は、電子媒体を作成するためのプログラム及び学校法人等が独自に作成した電子媒体の内容をチェックするためのプログラムです。

なお、フロッピーディスクの受付終了に伴い、「磁気媒体作成機能」の名称を「電子媒体作成機能」へと変更しました。2種類の様式用紙を追加し、新元号にも対応しています。

私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕▼資格関係▼電子媒体での申請）に掲載しています。

◆届け出の手順

- 1 電子媒体作成機能を使用する場合
「電子媒体作成機能」の操作説明書及びプログラムをダウンロードしてください。

初期作業として、学校情報、加入者情報等を入力し、その後届け出内容を入力します。作成した電子媒体は、チェック機能において内容を確認し、出力した送付状とともに電子媒体を提出してください。

2 学校法人等で独自に作成する場合

「電子媒体による報告要領」を基に学校法人等で提出用電子媒体を作成してください。

「電子媒体作成機能」をダウンロードし、チェック機能において内容を確認した後、出力した送付状とともに電子媒体を提出してください。

3 従来の「磁気媒体作成機能」を利

用していた場合
学校情報や加入者情報等、以前の

バージョンで作成されたデータを引き継ぐことが可能です。

「電子媒体作成機能」の操作説明書を参照の上、アップグレードをお願いいたします。基本操作に変更はありません。

◆提出上の注意点

- ・提出する電子媒体には、書類名や学校名、対象年月、件数等の必要事項を記載したラベルを必ず貼付してください。
- ・各対象書類は、処理が異なりますので電子媒体を分けて作成してください。
- ・本事業団で確認している氏名、生年月日、加入者番号で報告してください。特に、所属学校変更等で、加入者番号が変更となった場合には、注意してください。
- ・「賞与等支給報告書DL」及び「標準報酬基礎届書DL」は、一度電子媒体で報告をすると、電子媒体報告校として登録されるため、次回以降、様式用紙の事前送付は行いません。報告時期が到来したら忘れずに報告してください。事情により電子媒体による報告を取りやめ、様式用紙の事前送付を希望する場合は、必ず文書により申し出をしてください。
- ・「資格取得報告書DL」について、基礎年金番号が確認できる書類の写しの添付は不要です。ただし、日本年金機構との情報交換で確認ができないなど、本事業団が必要と認めた場

合は提出を依頼することがありますので、ご了承ください。

電子媒体の暗号化ツールをご利用ください

業務部 資格課

電子媒体で報告する電子申請データの暗号化を希望する学校法人等へ向け、「電子媒体暗号化ツール」を提供します。このツールにより、個人情報が含まれる申請をより安全に行うことができます。「電子暗号化ツール」は、私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕▼資格関係▼電子媒体での申請より、ダウンロードができます。個人情報保護対策等に活用してください。

●注意事項

・電子申請データは、電子媒体作成機能の媒体チェック機能にてチェックをした後、暗号化してください。暗号化された電子申請データを電子媒体作成機能の媒体チェックすることはできません。

・暗号化された電子申請データは、暗号化前のデータへ復号化することはできません。暗号化前データが必要な場合は、電子媒体作成機能等で、電子申請データを再作成するか、暗号化する前に電子申請データを別途保存してください。

人間ドック利用費用の補助

福祉部 保健課

自己負担により人間ドックを利用した場合、対象者に隔年度1回の補助金を支給します。

共
済
業
務

●対象者

人間ドック受診日において、**満35歳以上**の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者並びに75歳以上で引き続き勤務している教職員（被扶養者を除きます）。

●補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた**基準検査項目表**の検査をすべて実施した人間ドックが対象となります。**検査項目が不足していると補助の対象になりませんので、利用の際には、検査項目漏れのないようあらかじめ健診施設に確認してください。また、任意追加検査については同時に受診（「同日」に「同じ医療機関」での受診を指します）した場合のみ、補助対象となる検査もあります。**基準検査・任意追加検査項目については「私学共済ブック2019〔保健・宿泊編〕」19頁を参照してください。

なお、学校内の健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

人間ドック契約健診施設（「私学共済ブック2019〔保健・宿泊編〕」21～38頁参照）以外でも基準検査項目を満たす人間ドックであれば、補助の対象となります。

●補助金

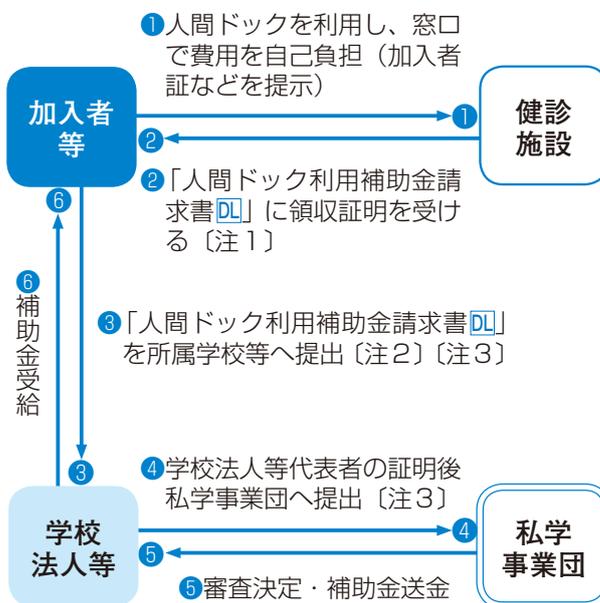
消費税を除く**利用料金の50%相当額**を補助金として支給します。ただし、**補助限度額は25,000円**となります。

●令和元(2019)年度からの見直し事項

令和元(2019)年度を初年度として、従来の毎年度補助から、**2年に1度の隔年度補助**に見直されました。

令和元(2019)年度以降の利用補助に対し、利用補助した翌年度が対象外となります（例：令和元(2019)年度に補助を受けた場合、令和2年度は補助の対象外）。

●請求方法



〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書（原本）を添付してください。

〔注2〕 任意継続加入者は、直接本事業団へ提出してください。補助金は原則1か月半から2か月で送金します。

〔注3〕 受診日に40歳（当該年度中に達する人を含みます）から74歳までの被扶養者及び任意継続加入者については、添付書類として「標準的な質問票DL」及び「人間ドックの検査結果（写し）」又は「健診結果記入票DL」（本事業団から送付する「特定健診元気ガイド」にも用紙があります）を必ず添付してください。なお、添付のない場合は、原則として返送となります。

「被扶養者認定申請書」提出時には、被扶養者の認定を受けようとする人の本人確認は加入者自身が行ってください。詳細は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕資格・掛金関係▼加入者資格（取得・喪失）に関する手続き▼「資格取得報告書DL」又は▼被扶養者に関する手続き▼「被扶養者認定申請書」の提出上の注意に記載している「マイナンバー記入に関する留意事項（PDF形式）」を確認してください。

なお、本事業団ではマイナンバー確認は行いませんので、マイナンバーの確認書類は添付しないでください。

「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」にかかるマイナンバーの記入漏れにご注意ください
業務部 資格課

国民年金第3号被保険者にかかる手続き
業務部 資格課

◆第3号に該当する人

加入者（65歳未満）に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金第3号被保険者（以下「第3号」といいます）に該当します。第3号に該当する人の被扶養者認定申請の手続きを行う場合は、同時に「国民年金第3号被保険者関係届」(以下「第3号届」といいます)も提出してください。また、被扶養者認定申請を行わない場合（配偶者が退職後に任意継続加入者になる等）でも、要件を備えていれば第3号になることが可能です。

◆第3号の資格取得年月日

配偶者が被扶養者としての要件を備えた日となります。ただし、私学事業団の被扶養者認定年月日と第3号の資格取得年月日が異なるケースもあります（事由発生から30日を経過し発信日からの被扶養者認定となる場合等）。第3号の資格取得年月日について不明な点がありましたら、お近くの年金事務所に確認してください。

◆外国人のローマ字氏名の届け出

年金記録の適正な管理のため、外国

人の「第3号届」を提出する際には必ず「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」を添付してください。なお、「第3号届」にマイナンバーを記入している人は、提出不要です。

◆第3号届を提出すると

本事業団で受け付けた「第3号届」は、日本年金機構に進達し審査されます。このため、日本年金機構から学校法人等へ照会が入ることがあります。

なお、本事業団から日本年金機構への進達及び日本年金機構での審査には、おおむね2〜3か月の処理時間を要します。

国民年金の記録に不整合があると、将来の年金にも影響しますので、届け出漏れ等がないよう注意してください。

◆第3号の資格喪失にかかる手続き

配偶者が被扶養者の要件を欠くことになった場合、第3号の資格も喪失します。配偶者の死亡による被扶養者取り消しの場合は「第3号届」とともに「被扶養者取消申請書」を一緒に提出してください。ただし、被扶養者認定申請時の「第3号届」にマイナンバーを記入して届け出をした人は提出不要です。死亡以外の事由（配偶者の就職、収入増、離婚等）で被扶養者の要件を欠くこととなった場合は、「被扶養者取消申請書」のみ提出してください。

令和元(2019)年度
**生涯生活設計
セミナーの開催**
福祉部 保健課

私学事業団では、加入者の退職後のセカンドライフを、豊かで実りあるものにするための一助となるよう「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。昨年度同様、教職員生涯福祉財団との共催により講義と実習を併用して行います。

申し込み方法等は次のとおりです。多数の人の参加をお待ちしています。

◆開催日・会場・募集人数

| 開催日・会場 | 募集人数 |
|------------------------|------|
| 7月23日(火) 東京カールデンパレス | 各50名 |
| 7月26日(金) 仙台カールデンパレス | |
| 7月30日(火) 東京カールデンパレス | |
| 8月1日(木) 大阪カールデンパレス | |
| 8月8日(木) 東京カールデンパレス | |

◆対象者

加入者とその配偶者

◆参加費

一名 2000円

*テキスト代・昼食代等を含みます。

◆時間

9時30分〜17時

◆宿泊の手配・費用

各自で手配してください。費用は自己負担となります。

◆申し込み方法

①参加者氏名(年齢) ②加入者記号番号 ③参加者の郵便番号・住所 ④自宅の電話番号 ⑤所属学校名 ⑥学校の電話番号・内線番号 ⑦希望日(第2希望まで)を明記のうえ、封書又はハガキでお申し込みください。

また、私学共済ホームページ(きょうさいトピックス)から申し込むこともできます。

◆申し込み・問い合わせ先

〒160-0004
東京都新宿区四谷3丁目12番地
フロンティア四谷 6階
一般財団法人 教職員生涯福祉財団
事業部「セミナー担当」
☎03(5368)1882

◆申込締め切り日

6月7日(金)【必着】

*申込者数が募集人数を超えた場合は、抽選となります。結果は締め切り日から7日以内に学校法人等宛てに連絡します。

*都合によりキャンセルする場合は、早めに文書で連絡してください。

◆共催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉財団

令和元(2019)年度 第1回
私学共済事務担当者連絡会

6月4日(火)～6月28日(金)

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者連絡会は、事務担当者に、共済事業に関する最新の情報をお知らせすることを目的としています。また、日頃の業務に関する質問等にもお答えしますので、ぜひ出席してください。

●開催日及び会場等

4月分掛金等納付通知書(5月中旬送付)に同封する「開催案内」又は私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)「お知らせ」をご覧ください。

●開催時間

13時30分～16時

(注) 6月4日の札幌会場及び6月10日・11日の東京会場は、9時30分～12時の開催となりますので注意してください。

●開催内容

- 1 令和元(2019)年度の事業計画の概要
- 2 平成31年4月以降の年金額
- 3 加入者貸付制度にかかる貸付規則改正
- 4 加入者証等にかかる印字(字形)の変更

5 各業務からのお知らせ

- (1) 都道府県補助金
- (2) 資格関係
標準報酬基礎届書の提出 等
- (3) 短期給付関係
子ども医療費助成の届け出
- (4) 保健関係

令和元(2019)年度特定健康

診査・特定保健指導の実施 等

(5) 広報関係
広報誌の表紙の募集 等

(6) 相談関係
共済業務課主催 各種説明会のご案内

案内

●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストにあります)に学校記号番号・学校名を記入していただきますので、必ず事前に確認のうえ出席してください。

●その他

事前に申し込む必要はありません。当日会場に直接お越しください。駐車場がない会場もありますので、公共交通機関を利用していただきますようお願いいたします。

共済業務

令和元(2019)年度 第1回
私学共済事務担当者研修会

7月9日(火)～8月1日(木)

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者研修会は、事務担当者に、私学共済制度の業務内容をご理解いただくことを目的としています。全国のガーデンパレスで31回(「資格・短期」コース16回、「年金」コース15回)開催しますので、ぜひお申し込みください。

●開催日及び会場等

4月分掛金等納付通知書(5月中旬送付)に同封する「開催案内(参加申込書付)」又は私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)「お知らせ」をご覧ください。

●参加対象者

学校法人等の共済事務担当者

●研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金額給付関係について、テキスト及び「事務の手引」を基に講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

●参加費

1 コースにつき1000円

●研修時間

9時30分～16時30分

●申し込み方法等

(1) 研修コース
「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれに、各学校2名まで申し込み可能です。

ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込むことはできません。

(2) 申込期限

開催案内の「令和元年度 第1回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、5月31日(金)【**必着**】までに、私学事業団共済事業本部宛てに郵送でお申し込みください。

(3) 参加通知

参加の可否は、6月中旬に学校法人等宛てに書面で通知します。
 ・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
 ・応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます。
 ・応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます。

共済定期保険・積立共済年金

平成31(2019)年度前期募集(令和元年10月1日加入)

募集期間6月3日(月)～28日(金) 私学事業団本着 福祉部 保健課

共済定期保険(きよひつていけん)

加入者の多様な保障ニーズに応えて、遺族年金や短期給付などの公的な社会保障制度を補完する制度です。

前期募集では「家族年金コース」、「医療保障コース」及び「学校加入コース」の新規加入の申し込みを受け付けます。

家族年金コース・医療保障コース

共済定期保険の個人加入コースは、「家族年金コース」への加入を条件として、その他のコースも加入することができます。また、家族(配偶者・子ども)が加入できるコースもあります。加入者本人が同じコースに加入していることが条件となります。

平成29年度配当率(参考)

家族年金コース
(死亡保障)

医療保障コース
(入院保障)

約54.59% 約48.14%
(参考) みなし配当率

約47.82%

※平成30年4月2日更新契約からは保険料率改定により、令和元(2019)年度契約分(平成31年4月1日保障開始分)の保険金支払いなどが過年度と同条件であった場合でも配当率が低下します。参考として、平成29年度の実績配当率を、改定後の保険料水準で再計算すると、約48.14%となります。

- 家族年金コース(死亡保障)・医療保障コース(入院保障)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付します。
- 配当金は前年10月1日時点の加入者に還付します(期間脱退者には配当はありません)。
- 配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払う配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は今後変動することがありますので、将来の支払いを約束するものではありません。
- 3大疾病保障コース・医療費支援コース・長期休業補償コースには、配当金がありません。

「家族年金コース」、「医療保障コース」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金が還付されます。

共済定期保険の募集資料等は、平成30年8月2日以後に新規・再資格取得し、平成31年4月22日現在も加入者で、共済定期保険未加入の人を対象に、個別封筒を5月中旬(「レター」5月号と同時期)に単独で送付します。

個別封筒には、パンフレットの他に氏名等やおすすめプランを印字した「新規加入申込書」を封入していただきます。到着後、該当者にお渡ししますので、その他の加入者には、共済定期保険関係書類入り封筒(パンフレットや印字のない「新規加入者申込書」等)を「レター」5月号に同封していただきますので、希望者に配付してください。

前記に加え、「医療費支援コース」、「3大疾病保障コース」、「長期休業補償コース」は、後期募集の受け付けとなります。

制度内容や申し込み方法等のお問い合わせは左記専用フリーダイヤルを利用してください。

学校加入コース

学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備える制度です。

学校法人等が保険料を負担し、弔慰金・死亡退職金等として死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

●保険料

原則全額損金として処理できます。収支計算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。平成31年4月1日から保険料率見直しにより、保険料が引き下げになりました。

●保障額

10万～300万円の10種類の中から選択できます。全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができます。

希望により、設定する保障額別の試算表の作成や、個別に学校法人等を訪問して、加入者向けの説明及び相談を受け付けます。保健課貯金係までお問い合わせください。

●加入申込審査

医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができます。申し出のない限り自動更新となります。学校法人等の福利厚生としてぜひ活用してください。

共済定期保険専用フリーダイヤル
0120(716)267
(平日 9時～17時15分)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。

この制度には、「税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）」と「自由選択コース（一般生命保険料控除の対象）」の二つのコースがあります。コースごとに受給資格や受給方法が異なります。

※「積立共済年金募集パンフレット」、

積立共済年金（つみきよこ）

「新規加入者申込書」及び「コース加入・口数変更申込書」は、5月中旬発送予定の「レター」5月号に同封して送付します。

共済定期保険では「新規加入」の申し込みのみを受け付けます（既加入者の内容変更等は後期申込期間内のみとなります）。

積立共済年金では「新規加入」と「コース加入・口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

【共通】申し込み方法

申し込みに当たっては、パンフレットに記載されている加入資格（告知内容）、支給条件等を確認のうえ、手続きしてください。

送付先
〒113-8441
東京都文京区湯島1-7-5
私学事業団 福祉部保健課貯金係

※共済定期保険、積立共済年金の制度を詳しく知りたい場合、学校を訪問して加入者向け又は事務担当者向けに制度の説明をいたします。詳細については、保健課貯金係までお問い合わせください。

学校加入コースの加入例

加入例1

- ・加入者：10名（25歳女性6名・30歳男性2名・40歳女性1名・50歳女性1名）
- ・保障額：一律10万円
- ・保険料合計額

| | | |
|---------------|---|------|
| ①6か月保険料 | ： | 438円 |
| ②年間保険料 | ： | 876円 |
| ③配当金 | ： | 478円 |
| ④年間実質保険料（②-③） | ： | 398円 |

加入例2

- ・加入者：30名（25歳女性7名・30歳男性10名・40歳女性5名・50歳男性3名・56歳女性5名）
- ・保障額：一律20万円
- ・保険料合計額

| | | |
|---------------|---|--------|
| ①6か月保険料 | ： | 4,510円 |
| ②年間保険料 | ： | 9,020円 |
| ③配当金 | ： | 4,924円 |
| ④年間実質保険料（②-③） | ： | 4,096円 |

加入例3

- ・加入者：50名（29歳女性10名・30歳男性5名・36歳男性6名・40歳女性5名・42歳男性10名・45歳男性5名・50歳男性5名・55歳女性4名）
- ・保障額：一律30万円
- ・保険料合計額

| | | |
|---------------|---|---------|
| ①6か月保険料 | ： | 11,402円 |
| ②年間保険料 | ： | 22,804円 |
| ③配当金 | ： | 12,448円 |
| ④年間実質保険料（②-③） | ： | 10,356円 |

※上記加入例の③配当金は、②年間保険料に平成29年度配当率（54.59%）を乗じて求めた金額です。配当率は、収支計算により変動します。

お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください

ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書交付なども行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9：00～17：15

| | | |
|-----------|------------|---------------|
| 共済業務課（直通） | 札幌ガーデンパレス | ☎011(222)6234 |
| | 仙台ガーデンパレス | ☎022(299)6231 |
| | 名古屋ガーデンパレス | ☎052(957)1388 |
| | 大阪ガーデンパレス | ☎06(6393)9701 |
| | 広島ガーデンパレス | ☎082(262)1134 |
| | 福岡ガーデンパレス | ☎092(752)0651 |

※電話番号をお間違えないようお願いいたします。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは5月24日(金)【必着】です。
貯金関係の書類の送付先は、下記のとおりです。誤り
のないよう注意してください。

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団 共済事業本部 福祉部保健課貯金係

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧
表を、5月17日(金)に学校法人等宛てに送付します。
該当する加入者に配付してください。

※対象となる加入者は、4月1日現在加入者期間が通算
して25年、30年、35年、40年、45年等の節目に当たる
人です。 【福祉部 保健課】

平成30年度 特定健康診査にかかる
健診結果データの提出期限

平成30年度分の健診結果の最終提出期限は、5月31
日(金)【必着】です。この期限を過ぎると、健康情報
冊子「QUPiO Plus(クピオプラス)」を送付できません。

提出いただいた健診結果に基づき、健康の保持に努め
る必要がある加入者には、「特定保健指導利用券」を送
付します。この利用券を使用することで、管理栄養士や
保健師による特定保健指導を無料で受けられ、健康増進
を図ることができます。

また、国が定めた特定健康診査及び特定保健指導の実
施率の目標を達成することで、後期高齢者支援金の負担
が抑えられ、短期給付分掛金率の上昇の抑制につながり
ますので、必ず提出するようご協力をお願いします。

【福祉部 保健課】

「私学共済ブック2019」〔保健・宿泊編〕、
「レター」5月号等を発送します

5月中旬に、標記の広報刊行物を学校法人等宛てに送
付します。送付部数は、4月末現在の加入者数です(後
期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。

【広報相談センター 広報班】

子ども・子育て拠出金率が改定されました

平成31年4月分(5月末納期限)から、子ども・子育て
で拠出金率が改定されました。

0.29% → 0.34% (0.05ポイント引き上げ)

【業務部 掛金課】

私学共済ホームページ 加入者用ページの
パスワードを6月から変更します

私学共済ホームページに設置している、加入者用ペー
ジにログインする際のパスワードを6月1日から変更し
ます。加入者の皆さんへは、「私学共済ブック2019」〔保
健・宿泊編〕及び加入者向広報「共済だより レター」
5月号でお知らせします。

【広報相談センター 広報班】

5月の共済業務スケジュール

| | | |
|--------|--------|-----------------------|
| 6日(月) | 貸付 | 4月分定期償還期限 |
| | 掛金等 | 3月分納期限 |
| 7日(火) | 掛金等 | 3月分掛金等口座振替(自振校のみ) |
| | 貸付 | 4月分定期償還口座振替(自振校のみ) |
| | 貸付 | 送金 |
| 10日(金) | 貯金 | 払込期限(必着) |
| 15日(水) | 貸付 | 6月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り |
| | 貯金 | 積立金明細書・払込通知書送付 |
| 18日(土) | 掛金等 | 4月分掛金等関係書類発送 |
| | 貸付 | 5月分定期償還関係書類発送 |
| 20日(月) | 貯金 | 送金 |
| 22日(水) | 貸付 | 送金 |
| 24日(金) | 貯金 | 前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り |
| | 積立共済年金 | 脱退申出等締め切り |
| 28日(火) | 掛金等 | 4月分掛金等口座振替(自振校のみ) |
| | 貸付 | 5月分定期償還口座振替(自振校のみ) |
| 31日(金) | 掛金等 | 4月分納期限 |
| | 貸付 | 6月24日送金申し込み締め切り |

6月の共済業務スケジュール

| | | |
|--------|---------------|-----------------------|
| 3日(月) | 積立共済年金・共済定期保険 | 前期加入申し込み開始 |
| | 貸付 | 送金 |
| 6日(木) | 貸付 | 5月分定期償還期限 |
| 10日(月) | 貯金 | 払込期限(必着) |
| 14日(金) | 貸付 | 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り |
| | 貯金 | 積立金明細書・払込通知書送付 |

INFORMATION

（『月報私学』はホームページにも掲載しています）

人事異動

職員の（ ）内は前職

◆役員

理事

平成31年3月30日付

退任 西山 晋

平成31年4月1日付

新任 渡部 英樹

理事（非常勤）

平成31年3月31日付

退任 佐久間 勝彦

平成31年4月1日付

新任 川並 弘純

参与

平成31年3月31日付

退任 高橋 正友

平成31年4月1日付

新任 倉沢 隆行

◆本部職員

平成31年4月1日付

企画室長 笠原 昌俊

（システム管理室長）

総務部長 菊池 裕明

（私学経営情報センター長）

審議役 小松 弘和

（財務部長）

監査室長 堀 敏明

（企画室次長）

財務部長 白井 秀樹

（人事課長）

システム管理室長

木下 修

（資産運用部長）

私学経営情報センター長

小瀬 孝雄

（総務部長）

融資部長

中山 正之

（財務部次長）

数理統計室長（企画室長兼任）

笠原 昌俊

（システム管理室長）

資産運用部長 松澤 秀彦

（数理統計室参事）

施設部長 安田 誠

（契約課長）

財務部次長（システム管理室次長兼任）

岡田 綾子

（経理第一課長）

私学経営情報センター次長

野田 文克

（私学情報室長）

人事課長 北村 博史

（主計課長）

主計課長 白井 麻理子

（保健課長）

経理第一課長 横山 昇一

（経営支援室長）

経理第二課長 篠原 智美

（監査室主幹）

契約課長 野口 正治

（契約課課長補佐）

私学情報室長 新倉 健二

（寄付金課長）

経営支援室長 家坂 友幸

（私学情報室主幹）

補助金課長 外川 孝充

（補助金課課長補佐）

寄付金課長 荒谷 泉

（補助金課長）

数理統計室参事 佐藤 武彦

（年金第二課長）

年金第二課長 瀬谷 光浩

（相談班主幹）

保健課長 廣田 浩一

（広島会館館長）

貸付課長 喜入 隆司

（人事課課長補佐）

◆会館

平成31年4月1日付

広島会館館長 青山 康弘

（貸付課長）

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査の提出について ご協力をお願いします

■令和元年5月31日（金）提出締め切り

（調査対象：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人）

※【 】は調査票区分を表しています。

①学校法人の概要【010、020、040、045、050、060】

②役員数・役員個人票【075】

③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数【110】

④入学試験区分別入学志願者等学生数（大学等）

【111、112、113、114、117、118、119、121】

⑤編入学及び通信教育にかかる学生等数【115、120】

⑥学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金

（高等学校～各種学校）【130】

⑦教員・職員数【210】

⑧教員数（大学院担当等）・職員内訳

【211、212、213、214】

⑨大学等専任教職員個人票（大学等）

【220、230、240、250】

詳しくは、『平成31年度学校法人基礎調査票e-マネージャ「操作マニュアル・入力要領」』をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
 JR「軽井沢」駅から、しなの鉄道「中軽井沢」駅下車、徒歩10分

新緑プラン

5月になると、軽井沢では木々の葉や草花が緑に輝きだします。生命力に溢れた自然とふれあい、日々の疲れを癒しませんか。

1泊2食（2名1室／1名様） 9,600円

取扱期間：令和元年7月19日まで

- ・1名1室利用の場合は、1泊につき500円の割増となります。



白糸の滝

セミナープラン

10～20名程度のセミナールームがあり、ゼミや合宿、研修などに最適な宿泊プランです。緑に囲まれた静ひつな環境を堪能しませんか。敷地内のテニスコート（2面）もご利用いただけます。

1泊2食（2名1室／1名様） 9,000円

取扱期間：通年（8月、年末年始を除きます）

- ・部屋タイプは和室（8～12畳）又はコテージとなります。
- ・セミナールームの定員は20名程度です。人数はご相談ください。
- ・コテージは4月27日～10月頃までご利用いただけます。



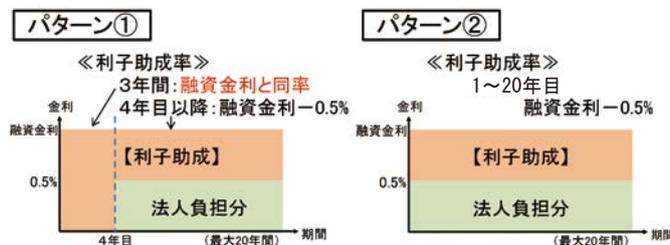
テニスコートとセミナールーム

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化（耐震改築・耐震改修）に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



- ※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（平成31年4月現在）

| 主な事業内容 | 返済期間（据置年数含む） | | | |
|-----------------|--------------|-------|-------|-------------------|
| | 30年以内 | 20年以内 | 10年以内 | 6年以内 |
| 校（園）舎などの建築・用地取得 | 年% | 年% | 年% | 年% |
| 校舎などの建築・用地取得 | 0.80 | 0.50 | 0.303 | 0.402 |
| 寄宿舎などの建築・用地取得 | 0.90 | 0.60 | 0.403 | — |
| 園バスや備品などの購入 | — | — | 0.303 | (5.5年以内) 0.302 |

- ※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、1貸付契約あたりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建物については、対象となりません。
- ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

問い合わせ先
 （私学振興事業本部）

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7868
 Eメール yushi@shigaku.go.jp